

平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川篤雄、國分富夫 外215名

被告 東京電力株式会社

準備書面(11)

(平成26年3月3日付求釈明に対する回答)

2014(平成26)年4月2日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺利孝

同 広田次男

同 鈴木堯博

同 清水洋

同 米倉勉

同 笹山尚人

同 渡辺淑彦

外

原告らは、現地に赴いての検証申立の採否に関し、この間継続して、口頭弁論期日・進行協議期日等において裁判所と協議を重ねてきたところであるが、本年3月3日付で裁判所からの求釈明事項書（別紙「ご連絡」と題する文書）を得たので、これに対する釈明を尽くすことにより、検証の実現を重ねて求めるものである。

以下、釈明の内容は主に損害論に関する総論的な主張にあたるが、末尾に再論するとおり、原告らの損害に関する個別事実の主張は、むしろ検証の実施後に提出する予定であり、現時点においては、検証の対象として想定している原告石上幸重及び原告小川兼太郎に関して、その居住地域周辺の状況を含めて、損害の具体的事実の概要を述べるにとどまる。現時点においては、それ以上の詳論を必要とするものではなく、検証の採否（実施）において、そうした詳論が先行しなければならない理由は見あたらないことを指摘したい。

記

第1 原告らの損害に関する具体的事実（概要）の様相

1 「コミュニティ喪失」について

（1）コミュニティの概念

原告らは、本件事故によって、コミュニティの崩壊という損害を受けている（訴状65頁以下、79頁以下）。ここにコミュニティとは、「一定の地域に居住し共属感情を持つ人々の集団、地域社会を言うもの」であり、「生活の共同をともにする社会集合体」といえる（訴状80頁）。

このような意味におけるコミュニティを失うことは、生活と生存、そして人格形成に必要な機能を奪われることであり、具体的には、居住空間としての「住居」、「職業生活」、「市民生活」等の諸要素の喪失に分析することができる。この主体は、各原告である。もっとも、あるコミュニティに複数の構成員たる住民がおり、原告らも同様に複数の原告が1つのコミュニティに属していることが考えられるが（1つの家族である原告が典型例）、そのことは、原告それぞれが自分の所属するコミュニティを喪失する被害を受けたこ

とを否定する理由にならないことは当然である。また、個々の構成員たる住民の他に、当該コミュニティ自体（何らかの団体）や地方自治体もまた、コミュニティ喪失の主体になり得る余地があるが、ここでは議論の外とする。

コミュニティの構成要素は、上記のとおり居住空間としての「住居」、「職業生活」、「市民生活」等を挙げることが出来るが、ここにいう住居とは、後述のように、個別の財物である宅地・建物や家財道具などの価額の積算に解消できるものではなく、コミュニティの構成要素としての住居の喪失を挙げている。その意味では、借家であってさえ、コミュニティ喪失の要素としての住居としての価値は同一なのである。

(2) 原告におけるコミュニティ喪失の具体的損害

原告石上幸重及び原告小川兼太郎は、いずれも双葉郡双葉町の中心地周辺に居住し、双葉町（ないし広くは双葉郡・相双地域）という地域コミュニティに帰属して生活していた。

既に周知のとおり、双葉町は全町が警戒区域に指定され、避難区域の再編後は、町の大半が帰還困難区域に、ごく一部が帰宅制限区域に指定されており、全町が帰還不可能な区域と評価されている。上記両原告の自宅は、いずれも帰還困難区域に属している。また、原告小川兼太郎が経営する農地もまた、帰還困難区域に属する。

従って、両原告の住居は、いずれも双葉町の地域コミュニティに所属（帰属）している。両原告は、避難指示によって自らの住居に住むことが出来ず、震災で傷んだ家屋の補修も出来ないまま放置せざるを得ないことによって、既存・汚損、荒廃が進み、まさに居住空間としての住居を奪われた状態にある。

次に職業生活という構成要素については、原告石上の職業はペンションの経営であるから、上記の住居は同時に仕事の場であった。自宅兼ペンションとして取得し、維持してきた土地建物が、本件事故によって奪われたのであ

る。

ペンションの経営は、地域の自然環境や地理的關係と密接な關係があり、地域社会との關係が濃厚な職業である。むしろ原告石上は、そうした地域社会の中で自然環境と親しみながら生活できる仕事として、ペンション経営を選んだとも言える。すなわち本件事故は、地域社会の中で営まれていた職業という生き甲斐と住居という生活基盤を、同時に破壊した。

原告小川兼太郎の職業は、養蜂業と農業であり、これも地域社会の中で、自然と共存しながら営む職業の典型であった。同原告においても、本件事故は、地域社会の中で営まれていた職業生活という生き甲斐と住居という生活基盤を、同時に破壊したのである。

市民生活という構成要素については、上記のとおり、地元でのペンション経営も農業も、地域住民としての市民生活が地域と濃厚に関わる生活であることが特徴的な仕事であろう。職住一体の生活は、都会の勤め人のような通勤もなく、終日・通年を地域において過ごすのであり、周辺の様々な商業や近隣農業との協力や共同無しに、成り立たない生活である。

これらが両原告にとっての「コミュニティ喪失」の具体的事実であり、こうした構成要素を観察するだけでも、両原告の所属するコミュニティの崩壊・喪失は、両原告にとって甚大な損害を与えるものであることが分かる。

(3) 双葉町中心部の被害状況

双葉町の中心部は、やはり帰還困難区域に指定され、無人の空間となっている。本来であれば、駅や商店街、役場や学校、病院、公民館など、まさに地域のコミュニティを支える機能を果たしている地域・施設が、その機能を失い、崩壊している。これらが「コミュニティ喪失」の具体的事実をなす。

(4) 故郷（ふるさと）喪失慰謝料との関係

コミュニティの喪失による精神的苦痛は、原告らが請求している1人あたり2000万円の故郷喪失慰謝料の中核をなす損害である。コミュニティとは、

故郷という価値の中核をなす存在だからである。

2 「財物集合」について

(1) 財物集合の概念

ア 定義等

定義としては、準備書面（6）5頁に挙げたとおりであり、「①個人が②自らの意思選択の過程として③ふるさととしての地域において居住，生業を保持するために②保有，形成した④有機的一体となった財物の集合」である。この「財物集合」とは、同4頁の「2 財物被害の構造」で取り上げたことからわかるように、複数の財物の構造を説明したものであり、損害を論ずる前段階の概念である。具体的には、本件のような全面的、不可逆的被害においては、個々の財物の交換価値の把握ではなく、再取得によって元の生活の再建を実現できるだけ価値を把握すべきことを導く概念である。

イ 要件

① 主体

世帯ではなく、個人ごとに財物集合は観念される。もっとも、不動産については世帯のひとりが所有権者であることが多く、同居の家族は厳密には占有補助者としての利用権があるが、かかる利用権に基づいての請求は行ってはいない。家財については同居家族において、個人がそれぞれ単独所有しているとも、家族で共有しているとも構成可能であるが、世帯の一人が全部を請求すれば足りるだけのことである。

② 「自らの意思選択の過程として」「保有形成した」こと

ほとんどの財物は個人の意思に基づき、取捨選択されているという趣旨であり、当然のことを述べているに過ぎない。偶然的に構成された財物ではないために有機性一体性が存し、交換価値以上の価値が生まれることを示す。なお、この定義文言を以て、自己決定権や人格権等の侵害を想定し

ているわけではない。

③ 「ふるさととしての地域において居住，生業を保持するため」

「居住，生業に関連するもの」「ふるさととしての関連のある物（先祖代々の山等）」については，「ふるさととしての地域において居住，生業を保持するため」に形成された財物として想定している。なお，その物理的近接性から，避難区域等に居住している原告らにおいて，避難区域内に所在し保有する財物については，ふるさと・居住，生業関連性が推定される財物として扱うべきである。

④ 有機的一体となった財物の集合

以上のとおり，原告らが個人ごとに保有する財物のうち，ふるさと・居住，生業関連性がおよそ認められない財物を除いたものが本件における「財物集合」である。かかる財物集合は②③の目的を持って取得保持された結果，有期的一体なものとして交換価値以上の価値を有する。

なお，各財物の所在地は，避難区域等の内外を問わない（繰り返し述べるが，財物集合は損害概念ではない）。この財物集合のうち，本件原発事故によって毀損したと評価されるものについて原告らは請求を行っており，後述のとおり，避難区域内を所在地とする不動産，動産については全て全損と主張している。

ウ 請求の形態

原告らは財物に関して包括請求を行っていない（被害＝損害の包括的把握は、必ずしも包括請求を意味しない）。原告らは，訴状別紙のとおり，財物に関しては，請求の目的物（原告らが毀損，滅失等，価値の減損を主張する物）を特定して個々に請求し，これを積算している。算定の内容については，準備書面（6）24頁以下に記載したとおりである。

不動産については，登記によって特定された一筆の土地，一個の建物を特定して請求している。従来の物の特定方法と変わりはない。

動産についても、家財は、事故当時居住用不動産にて生活の用に供する動産の集合であり、特定に欠くところはない（損害額が類型的な請求となっていることは、損害額の証明の問題である）。なお、他の動産についてもその所在地を明らかにして特定を行う予定である。

（２）「基本生活権」の概念

準備書面（６）６頁以下に記載されたとおりである。

補足すれば、原告らが本件事故で奪われた財物は、生活の基盤を構成する財物全て（すなわち財物の集合）である。その根拠は財産権（憲法２９条１項）が出発点である。

そのうえで、本件においては、生活の基盤を構成する財物が丸ごと奪われたという被害の特質から、その財産権に、基本的生活権の価値が含み込まれているというべきである。

この基本的生活権は、財産権（憲法２９条１項）、平穩生活権、人格発達権（憲法１３条）、居住移転の自由（憲法２２条１項）、平等権（憲法１４条）、生存権（憲法２５条）を根拠とするものと考えることがきる（甲Ｂ３Ｐ７５）。

この点に関し田辺愛壹教授は、憲法２９条３項の財産権補償についてであるが、「憲法１３条、１４条、２５条、２９条３項を統一的に捉えて、憲法２９条３項の財産権を生活権、幸福追求権及び法の下での平等を基礎にした財産権と解釈し、ここから「基本的生活権」を構成してはどうかと考える。そうすることにより、被収容者に憲法１３条、１４条、２５条及び２９条３項から滲み出た基本的生活権が生成確定し、その人権を基礎にして、そこから起業者に対して補償請求権が発生し、・・・」（甲Ｂ３Ｐ７５）と述べている。

本件で原告が保有する複数の財物を財物集合として捉えた場合、まさに財物の交換価値だけではなく、人格的生存の基盤たる財産権として、上記

のような基本的生活権としての価値を有することとなるのである（原告の有する財産が一つだけ失われただけでは、かかる基本的生活権までが侵害されたとはいいがたい）。すなわち原告らが本件事故により居宅や生活家財など生活の基盤を構成する財産を奪われたということは、基本的生活権としての価値を有する財産権を侵害されたということなのである。

このことは、本件の財物被害の基本的な特徴とみるべきであり、原状回復されるべき損害額の算定をするにあたり、十分に考慮しなければならない。

この点に関し、田辺愛壹教授は、「国民にとって「小さな財産」（生活必需財産）を喪失することは基本的生活権の侵害であり、土地を含む財産権の補償は、当然に基本的生活権の補償をその中に含まなければならない。・・・憲法13条、25条及び29条から生成してくる基本的生活権が国民にあるとすれば、それは単なる請求権ではない。物権的請求権の基本に物権があるように、補償請求権が発生する大本の基本権である。庶民が「食う寝るところに住むところ」を願う権利は、単なる請求権ではない。家の暮らし（営業を含めて）を、今までと同様、一定水準を保っていく権利が庶民にあり、そこから請求権が発生すると解する」としている（甲B P94）。

本件原発事故においては、原告各人の財物集合を全て奪ったという点においてこうした基本的生活権としての価値を有する財産権を侵害し、さらに、その上で営まれた生活を奪ったという点において、平穩生活権や人格発達権を侵害した（慰謝料の基礎）という全面的な権利侵害がなされているのである。

（3）原告における財物集合ないし基本生活権侵害の具体的損害

ア 総論

準備書面（6）23頁において示すように、原告らはその財物は全損であ

ることを主張している。

補足すれば、少なくとも、いったん帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、計画的避難区域に指定された区域ないしそれに準ずる区域に所在する財物は、その価値を全て喪失するような損失を被ったとの主張である。

なお、財物集合のうち、避難区域等の外に所在する財物については、現在請求を行っていない（請求を行っていないだけで、価値の毀損は十分に考えられる。その意味では、財物集合という局面から見た場合は一部請求となる）。

不動産については、避難区域等の内に所在するものは全損と評価する。動産についても、事故当時その所在が避難区域内にあった動産は全損と評価すべきである。

イ いかなる点（事実）をもって全損と評価するのか

準備書面（6）23頁のとおり、ア放射能の危険、イ除染の困難、ウ生活環境の崩壊、エ「冷温停止」宣言・事故収束に対する不信、オ家族崩壊の危機が原告らの帰還を阻んでいることが既に述べられている（詳細は第一次訴状73頁以降）。

補足すれば、放射能の汚染、及び除染困難により原告らが財物集合そのものを利用できなくなったこと（平穏な生活、人格発達の基盤を失ったこと）、及び、広域避難に伴う生活環境の崩壊により、ふるさとにある財物集合を利用することの意味が失われたことから、当該財物集合が基本的生活権としての価値を失ったことが具体的損害事実に他ならない。

（4） 財産損害や故郷喪失慰謝料との関係

財物集合とは、上記のとおり損害概念ではない。従って、財物集合の毀損は、あくまで自宅不動産などの財物損害が原告にもたらす意味を説明しているのであって、損害の算定は土地建物や家財などの財物の損害評価と

してなされる。その場合の損害評価は、上記の財物集合の意味、基本生活権侵害の意味内容に鑑み、個々の不動産や動産の価格（交換価値）の積算ではなく、再取得価格の算定によってなされなければならないのである。そうでなければ、生活に必要な財物集合は再建できず、原状回復ができないからである。

次に、財物集合の毀損と故郷喪失慰謝料、あるいはコミュニティ喪失による損害との関係であるが、上記のとおり、財物集合の毀損は、あくまで財物損害の評価において意味を持つにとどまり、故郷喪失による精神的苦痛やコミュニティ喪失による精神的苦痛とは別のものであって、これによる慰謝料と重複するものではない。

3 避難慰謝料について

(1) 避難生活に伴う精神的苦痛

本件事故による放射能汚染のために、原告らは避難生活を強いられ、元の住居を離れたまま避難所、仮設住宅、借り上げ住宅等に移り住み、不安定な生活を続けている。このような生活は、①居住環境の劣悪さ、②職業・生業の中断や不安定さ、③家族の分断や様々な社会生活の破壊・中断などの精神的苦痛を与え、あるいは疾病や老化の進展などの健康破壊をもたらした。さらには、これらが将来的にどこまで続くのか分からず、希望や展望を見い出せないという二重・三重の精神的苦痛を与えている。これが避難生活にともなう精神的苦痛の具体的事実である。

(2) コミュニティ喪失・故郷喪失等との関係

これらは、文字通り避難生活に伴う損害であって、コミュニティ喪失・故郷喪失とは別の、異なる損害である。避難生活が続いている間も、コミュニティや故郷は奪われており、故郷喪失による損害が生じている。原告らは、この損害に関する慰謝料として、1人当たり2000万円を請求しており、避難生活にともなう精神的苦痛に対する慰謝料（月額50万円）とは、別途支

払われるべきものである。

次に、避難生活にともなう精神的苦痛と財産損害とは、もとより別の損害である。財物集合の概念とも、重なり合うものではない

第2 平穏生活権・人格発達権について

1 被侵害利益＝違法性の内容であること

平穏生活権や人格発達権の概念は、本件事故における、不法行為成立の要件の1つである違法性（ないし権利侵害）を表す概念である。不法行為法によって救済されるべき保護法益と呼ぶことも出来る。

従って、もとより、損害の性質や内容そのものを示す概念ではない。

2 これらの被侵害利益と各損害の関係

上記のコミュニティの喪失や故郷の喪失、あるいは財物集合である様々な財産の毀損という損害が生じることによって、これらの被侵害利益（保護法益）が侵害されるのである。

第3 請求の方式と慰謝料の算定

1 一律の額での請求

原告らは、本件において、慰謝料に関して一律の金額を請求している。避難生活に伴う精神的損害について1人月額50万円の支払いを求め、故郷（ふるさと）喪失による精神的損害について1人2000万円の支払いを求めているとおりである。

2 「一律請求」か否か

本件における一律の額での請求は、一部請求であって、全部請求（当該不法行為によって生じている損害の全額を請求すること）ではない。けだし、避難生活に伴う精神的苦痛は、年齢、家族構成、避難先住居など個別的事情が影響するため、損害総体は厳密には原告毎に異なるものの、共通部分も広く認めら

れるので、損害の共通部分を括り出して、1人当たり最低月額50万円と評価している。故郷喪失慰謝料についても、損害総体は厳密には原告毎に異なるものの、共通部分も広く認められるので、損害の共通部分を括り出して、1人当たり最低2000万円と評価している。

従って、一律請求という概念を、被害者ごとの損害額を一律に評価して請求するという意味に捉える場合は、本件は「一律請求」ではない。

以上により、原告らの中に、特段の事情により特に深刻・重大な精神的損害を被ったと評価され、その全面的救済が必要な場合には、そのような事情を主張・立証して、請求の拡張をすることがあり得るし、後訴によって残余部分の請求をなすことも認められるべきである。

3 包括請求であること

併せて、本件における請求が包括請求である点についても、その内容と特徴について説明を加える。

(1) 包括請求の趣旨

包括請求とは、「被害者に発生した社会的・経済的・精神的な被害を包括する総体を損害として捉え、その総体としての損害に対する賠償を請求する方式である。逸失利益を中心に据え、これに積極損害と慰謝料を積み上げて総損害額を算定する伝統的な方式（個別損害項目上積方式）とは異なり、個別的損害項目について具体的な数字的根拠を示す事実の主張・立証をしない損害評価方式」である（塩崎勤＝羽成守編著『実務不法行為法講義』（民事法研究会、2005年）64頁参照）。

(2) 本件における包括請求

本件で原告らは、①移動費用、②生活費増加分、③就労不能損害、④避難慰謝料（月50万円）、⑤故郷喪失慰謝料（1人2000万円）、⑥動産損害、⑦居住用不動産損害（再取得価格）、⑧その他不動産損害、を求めている。

したがって、原告らは、経済的損害や精神的損害をすべて包括して請求する

従来型の「包括請求」を選択しているわけではない。

ただし原告らは以上の中で、④避難慰謝料については、避難生活に伴う様々な精神的損害を包括的に捉えて賠償請求している。また、⑤故郷喪失慰謝料については、故郷を失うという損害総体について、動産損害、不動産損害、就労不能損害などの個別項目では評価し尽くせない損害を括り出して、包括的に賠償請求している。「包括的損害把握」と呼ばれる損害評価の方法である。

この点について、「学説の議論の中では、「包括的損害把握」と「包括的請求方式」とを混線している面が少なくない。」（潮見佳男『不法行為法』（信山社、2002年）274頁）と指摘されるように、包括請求方式と包括的損害把握は、別の概念である。

本件におけるこのような、「個別積算方式と包括的損害把握を組み合わせる方式」による請求については、「本件被害には、従来の包括請求論ではカバーしきれない固有の要素も存在する。本件被害には、放射線汚染により住宅や家財を失ったといった個別に取りだして損害評価の対象とすることが可能な物被害が多数含まれている。様々な営業上・生業上の損害も重要である。これらの個別的で多様な被害を重視せず、生命・健康侵害といった本質的同質性がある公害被害においてとられた一括一律の請求方式をとることは、かえって損害の総体としての把握の妨げとなり完全救済に結びつかないことにもなる。これらの損害は個別に算定し請求されるべきである。しかし、包括的な損害把握が論理必然的に包括請求方式に結びつくわけではない。現に、包括請求論に立ちつついくつかに項目化された算定方式を主張する説も存在する。」（吉村良一「総論—福島第一原発事故被害賠償をめぐる法的課題」法律時報 86 卷 2 号 55 頁以下）とされている。

従来の公害事件の裁判例において集積されてきた包括請求ないし包括的慰謝料の概念は、経済的損害や精神的損害をすべて包括して捉えるものが主流であった。それは、当該公害被害が、人身侵害を中核にするものであり、そこから

精神的・肉体的損害はもとより、社会的・家庭的・経済的損害などの多岐にわたる被害が生じていても、これらが相互に影響しあい、被害を相乗的に拡大し、複雑かつ深刻なものにしている実情から、これを総体として有機的に関連させて評価する（包括的損害把握）ことが必要であったことによる。ところが本件では、「放射能公害」というべき特殊性により、人身侵害事例にはなかった、社会生活全般の侵害という事態が惹起されたため、住宅や家財などの財産的損害を個別の損害として、個別積算方式との併用を行う必要性が大きい。本件における請求は、そのような被害の実情に基づく請求方式である。

第4 検証の実施に向けて

1 検証の対象

本件検証申立の対象である事項は、原告石上幸重及び原告小川兼太郎の住宅と、その居住地域周辺の状況であるが、これらの住宅の荒廃や地域社会の荒廃を検証することによって把握できるのは、上記に詳述した「コミュニティ喪失」、「故郷の喪失」、及び「財物集合」や「基本生活権」の侵害による財産損害の実情という各事実である。そして、これらを通じて重大な平穩生活権侵害、人格発達権侵害という法益侵害（違法性）が生じていることが理解できる。

これらの認識により、原告ら全体を通じての包括的損害把握が可能となり、また包括請求による損害額算定（月額 50 万円の避難慰謝料、2000 万円の故郷喪失慰謝料）が適正であることも評価可能となる。

2 損害論に関する現時点における詳論の提出と、検証の実施

以上のとおり損害論の概要を述べたが、これらはもとより総論的な主張にとどまり、原告らの個別的な損害事実の主張・立証はこれから始まる段階である。これらの個別主張・立証こそが本件の主要なテーマであって、これが完成するのは審理の終盤である。

しかし本件検証は、その段階になって実施しても時機を逸したものとならざ

るを得ない。けだし、上記の「コミュニティ喪失」、「故郷の喪失」、「財物集合」や「基本生活権」の侵害に、さらに重大な平穩生活権侵害、人格発達権侵害という法益侵害（違法性）の実態、包括請求による月額 50 万円の避難慰謝料、2000 万円の故郷喪失慰謝料という損害額算定の評価を、個別立証を通じて適正に行うための前提的・中核的立証として、この検証がこれらに先行して実施される必要があるからである。

よって、早期の検証の実施を決定されるよう、重ねて要請する次第である。

以上